
知的財産推進計画2023 (概要)

～多様なプレイヤーが世の中の知的財産の利用価値を
最大限に引き出す社会に向けて～

2023年6月

基本認識 ～多様なプレイヤーが世の中の知的財産の利用価値を最大限に引き出す社会に向けて～

- **イノベーションの国際ランキング** (WIPO「グローバルイノベーション指数」) **が低迷。13位** 韓国6位、中国11位 (2022年)
- **マークアップ率が低水準で推移**しており、知財・無形資産の活用による差別化が行われていない。
- 特許の創出力とグローバルなブランド価値を持つ新事業創出力が**アンバランスな状況**。

➡ **競争力や新たな価値創出に結実する知財戦略が必要。**

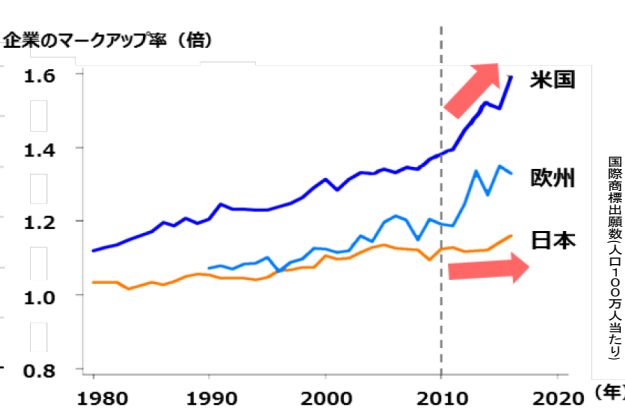
- 製品の高度化、製品サイクルの短期化が進む中、**自社の経営資源に依存した垂直統合モデルに限界**。

➡ **外部の知識や技術を積極的に取り込んでいくオープンイノベーションによる持続的な価値創造が必要。**

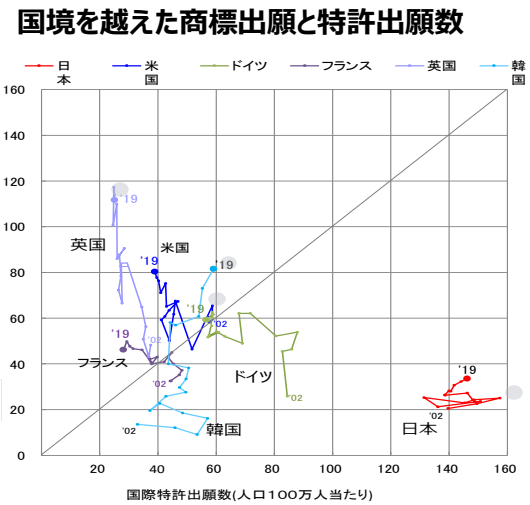
- 画像や文章などを生み出す**生成AI技術が急速に進歩**

➡ **新たなAI技術の活用促進と社会全体の知的財産の創造インセンティブの維持の両立が喫緊の課題。**

- デジタル化の進展に伴う**コンテンツの国民経済上の重要性の高まり** ➡ **コンテンツ産業の構造転換と競争力強化、クリエイターへの対価還元の拡大、制度インフラ・ITインフラの整備等を推進。**

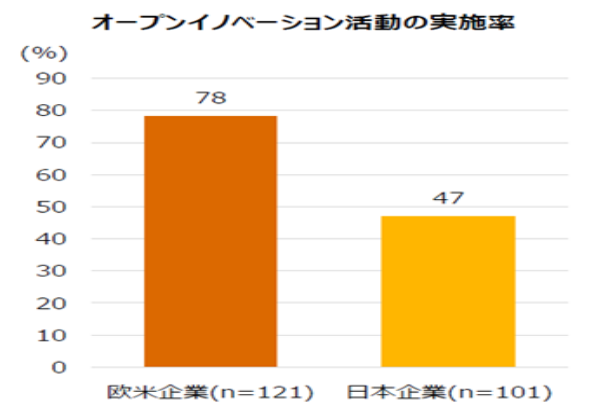


(出典) Diez Leigh, and Tambunlertchai (2018) 「Global Market Power and its Macroeconomic Implications」を基に内閣府作成



科学技術・学術政策研究所, 「科学技術指標2022」, 調査資料-318, 2022年8月を基に内閣府作成

日本企業はオープンイノベーションに対する取り組み割合は低い



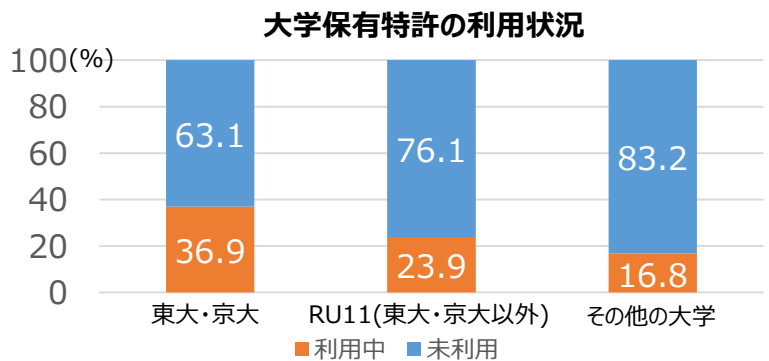
出典: オープンイノベーション白書第3版 (NEDO 2020年5月)

スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化

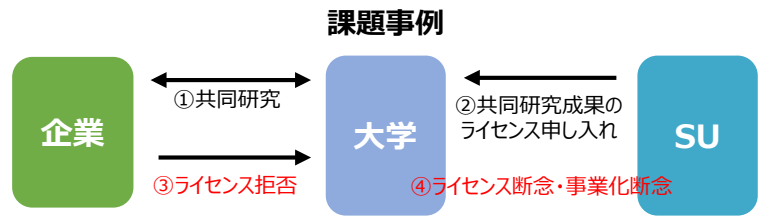
- 課題認識**
- ①スタートアップによる大学の最先端の研究成果のスピーディーな社会実装に向けた環境整備が必要。
 - ②大学が研究成果の社会実装機会最大化を図るための環境整備が必要。

大学の知財マネジメントの課題例と解決方策

- 大学が**共有特許**を**スタートアップ (SU)** に**ライセンス**するには**企業の同意**が必要。同意が得られない場合、**研究成果が社会実装**されない。
 - **共同研究先の企業が、一定期間内に、具体的な目標を正当な理由なく達成しない場合、大学の判断で第三者に実施許諾**することができる旨事前に合意。
- SUが大学からライセンスを受ける際の対価支払に、SUの株式・新株予約権が十分に活用できていない。
 - 大学は、適切と判断する事案につき、**ライセンス対価としてSUの株式・新株予約権**を選択肢として積極的に検討。



文部科学省「大学等における産学連携に関する調査」(令和2年度)に基づき、内閣府知的財産戦略推進事務局が作成



- ・ 特許法上、他の共有者の同意を得なければ、各共有者は、第三者に通常実施権を許諾することができない。
- ・ 共同研究先の**企業がライセンス拒否したことでSUは事業化断念**。研究成果が社会実装されない結果に。

上記に加えて、特許の質の管理、知財マネジメントの体制、人材スペック、予算確保等、大学の知財ガバナンス向上に必要な事項を示す、「**大学知財ガバナンスガイドライン**」を2023年3月に内閣府・文部科学省・経済産業省が策定・公表。

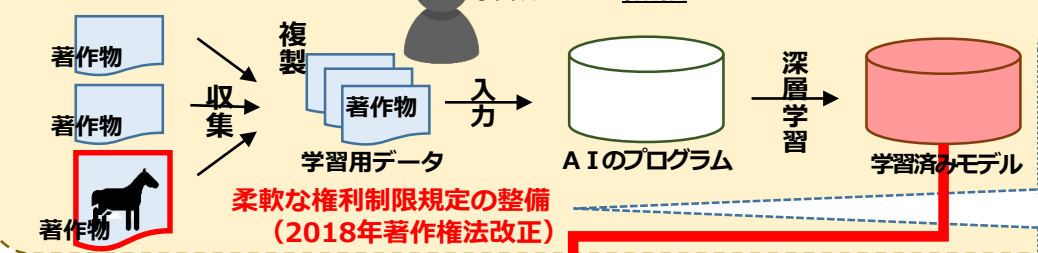
施策の方向性

「大学知財ガバナンスガイドライン」を、「産学官連携ガイドライン」の附属資料として位置づけたこと等に伴い、「産学官連携ガイドライン」等を踏まえた体制等の整備を要件としている**国際卓越研究大学制度との連携**や、**地域中核・特色ある研究大学強化促進事業との連携**等を通じ、全国の対象大学に浸透させる。

生成AIと著作権

- AIをめぐる最近の動向として、「生成AI」の技術が急激に発展。画像生成、文章作成等の分野で急速に普及。
- 生成AIがオリジナルに類似した著作物を生成するなどの懸念や、著作権侵害が大量に発生し、個々の権利者にとって紛争解決が困難となる等のおそれも指摘。
- AI技術の発展とクリエイターの権利保護等の双方の観点に留意しながら、必要な方策を検討。

【学習段階】

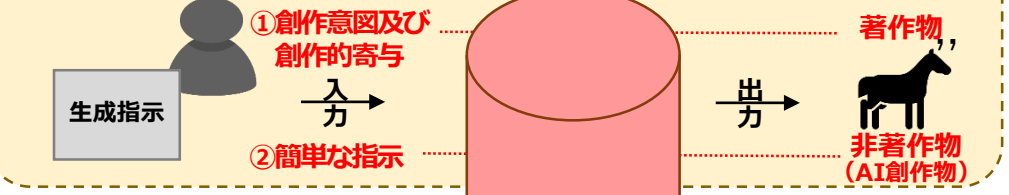


著作権法(柔軟な権利制限規定)

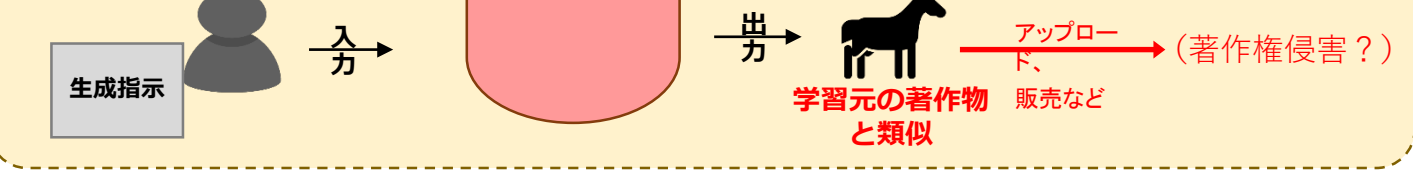
(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)
第30条の4 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 (略)
- 二 情報解析((略))の用に供する場合
- 三 (略)

【生成段階】



【生成物の利用段階】



※ AIを利用して生成した画像等を利用する場合には、著作権侵害の判断は通常の著作権侵害と同様。
 ※ 生成された画像等に既存の画像等(著作物)との類似性と依拠性が認められれば、著作権侵害となる。

整理すべき論点

- ・ AI (学習済みモデル) を作成するために著作物を利用する際の、著作権法第30条の4ただし書に定める「著作権者の利益を不当に害する場合」についての考え方
- ・ AI生成物が著作物と認められるための利用者の創作的寄与に関する考え方
- ・ 学習用データとして用いられた著作物と類似するAI生成物が利用される場合の著作権侵害に関する考え方

「知財・無形資産の投資・活用促進」の実現に向けて

- 激しい国際競争を勝ち抜いていくためには、知財・無形資産の投資・活用の戦略の構築・実行とその開示が不可欠。投資家・金融機関の適切な評価を受け、企業価値の向上、**更なる知財・無形資産への投資資金の獲得という好循環を加速化**するメカニズムの構築が必要。
- 企業と投資家・金融機関の思考構造のギャップを埋め、投資家・金融機関に期待される役割を整理して示すために、**知財・無形資産ガバナンスガイドラインを今回改訂**。
- スタートアップ等においても、知財・無形資産を活用した融資を受けられるよう、**知財・無形資産を含む事業全体を対象とする担保制度（事業成長担保権）**について、関連法案の早期国会提出を目指す。

2021年6月改訂

コーポレートガバナンス・コード

企業の知財投資に関する情報開示
・取締役会による監督を明記

知財・無形資産ガバナンス
ガイドライン Ver.1.0
原則・アクションの提示

知財・無形資産ガバナンス
ガイドライン Ver.2.0
コミュニケーション・フレームワーク、投資家等の役割の明確化

2022年1月公表
2023年3月改訂

上場企業



知財・無形資産
投資・活用戦略の
ガバナンス

- ・スタートアップへの経営アセットの提供
- ・サプライヤーとの価値協創・不公正取引是正

スタートアップ・
中小企業



ポートフォリオ見直し
議決権行使
情報発信

(評価・アクションに至る思考構造等)

建設的な対話 (双方質問)

開示

投資家



評価・分析

知財・無形資産の投資活用による
企業価値向上に対する
投資家の役割の明確化

金融機関



融資

建設的な対話

開示

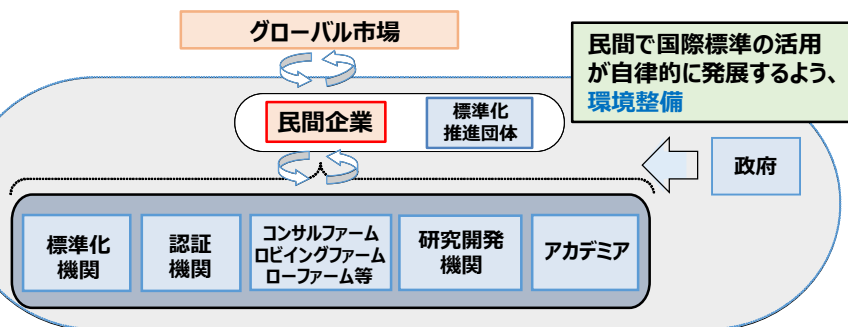
事業性評価

事業全体を対象とする
担保制度
(事業成長担保権)

標準の戦略的な活用/データ流通・利活用環境の整備

- 総合的な標準戦略を策定・推進するとともに、有識者・専門家（政府CSO）が評価・指導を行う体制を整備。
- 我が国の企業が、事業戦略の策定、国際標準化、事業展開といった事業プロセス全体の中で、国際標準戦略を使いこなす能力を高めていく、**エコシステムの整備**が必要。支援機関・企業等の支援能力が強化される環境を整備。
- データ流通を推進する上で課題となるデータ流用やプライバシー侵害などステークホルダーの懸念・不安を払拭するため、「**プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス**」を策定（昨年3月）し、**コントロールビリティの確保**を中心に対応策を提示。
⇒ 準公共分野や相互連携分野等の**重点分野**において、**プラットフォーム等の構築、ルール実装を推進**。

企業が国際標準戦略を使いこなす能力を高めるエコシステムの整備

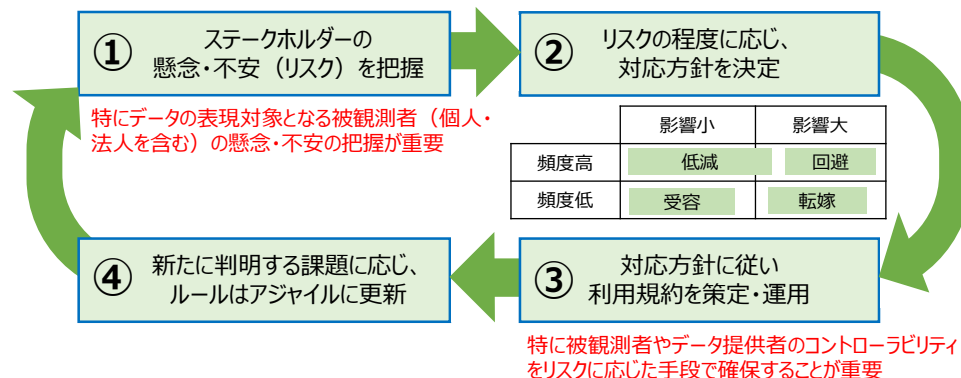


政府系研究開発事業を通じての民間企業の国際標準戦略強化

- 国際競争戦略及び国際標準戦略の**明確化**と企業経営層による**コミットメントの確保**の仕組みについて、以下の研究開発事業以外にも横展開を図る。
 - ・グリーンイノベーション基金事業
 - ・革新的情報通信技術（Beyond 5G(6G)）基金事業
 - ・ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業
 - ・SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）第3期事業
 - ・経済安全保障重要技術育成プログラム事業
 - ・バイオものづくり革命推進事業

PFにおけるデータ取扱いルール実装ガイダンス

＜PFにおけるデータ取扱いルールの検討手順＞



＜PFにおけるコントロールビリティ確保の例＞

- データ取扱いポリシーを通知・公表等し、データの種類や目的等を知らせる。
- 請求があった場合に、データの利用状況や第三者提供先を開示するための手段を導入する。
- 被観測者やデータ提供者から課された**利用条件**を踏まえてデータを提供している旨を**表明保証**する。
- データ取得や第三者提供の際に、**被観測者やデータ提供者の同意**を取得する。**データ利用者として関与する者を限定**したり、**第三者提供を制限**する。

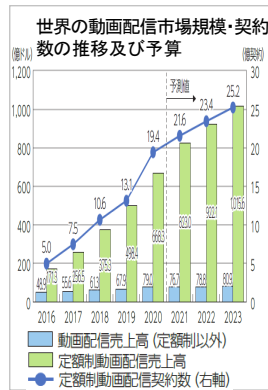
デジタル時代のコンテンツ戦略

- デジタル化・グローバル化の進展等により、コンテンツはデジタル経済の主要な中間財となり、成長産業の中核の一つに。
- ボーダレス化により、海外プラットフォームの支配力が高まり、内外の競争は激化。一方、世界に売り込む機会も提供。
- 日本のコンテンツ産業は、国内向けのビジネスモデルが主流。世界市場を前提として業態を超えた構造転換が不可欠。
- クリエイターの活発な創作活動がカギ。我が国が持つコンテンツ資産をフル活用できる環境の構築に向け官民一体となった戦略推進が必要。

変化の動向

○ デジタル時代の構造変化

- ・ デジタル化・ネットワーク化の進展、コンテンツ市場のボーダレス化・グローバル化
- ・ 厳しい競争環境の中、「世界で売れる」チャンスを拡大
- ・ 世界のコンテンツ市場が急速に拡大、日本発コンテンツの存在感は相対的に低下
- ・ メタバース、NFT等の新技術によるゲームチェンジ



○ クリエイターエコノミーの活性化とプラットフォームの影響の拡大

- ・ コンテンツの流通は、マスメディア主導からプラットフォーム主導へ
- ・ 個々のクリエイター等による自己作品の発信・収益化
※ クリエイティブ制作層の独立への流れ
- ・ プラットフォームは、クリエイターにとって、
 - － 海外への販路を開く、制作資金の供給減となるなど、重要なパートナーに
 - － 収益分配の不透明性、バリューギャップの可能性等の課題も指摘
- ・ ピア・ツー・ピアの取引による新たな経済圏(クリエイターエコノミー)も発展

デジタル時代のコンテンツ戦略・対応

1. コンテンツ産業の構造転換・競争力強化とクリエイター支援

- 民間の構造改革姿勢を引き出し、コンテンツ産業の強靱化や構造改革を官民一体となって進めるための、**官民連携による協議の場の設置**
- 民間の変革方針を踏まえつつ、**優れたクリエイター等の発掘・育成**とその活躍の機会拡大、制作・プロデュース・マネジメント・DX化人材などの**人材育成支援等**
- 「世界で売れる」作品づくりに向けた**制作システムへの抜本的転換、国際販売力強化の民間側の取組具体化、府省庁を越えた関連施策一体推進**

2. クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元

- **クリエイターへの適切な対価還元に向け**、プラットフォームの果たす役割やコンテンツ流通の媒介者である通信関係事業者の役割等も考慮に入れ、**必要な対応を検討**

3. メタバースなど新技術の潮流への対応

- **メタバース上の法的課題への対応に関するガイドラインの作成・公表**

4. 著作権制度・政策の改革

- 簡素で一元的な権利処理の実現【2023年通常国会で改正著作権法成立】
 - ・ **未管理著作物裁定制度等のための窓口組織の整備**
 - ・ **分野横断権利情報検索システムの構築推進**
- ※ コンテンツの創作・利用のサイクルを活性化し、価値増殖を加速させるデジタル時代の新たな社会インフラ整備

5. デジタルアーカイブの拡充・利活用促進

- **デジタルアーカイブ政策の推進体制の見直し・拡充** 等

6. 海賊版対策・模倣品対策の強化

- **民間との連携を強化**しつつ、関係省庁一体となった**海賊版対策の推進**

デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革

簡素で一元的な権利処理の実現

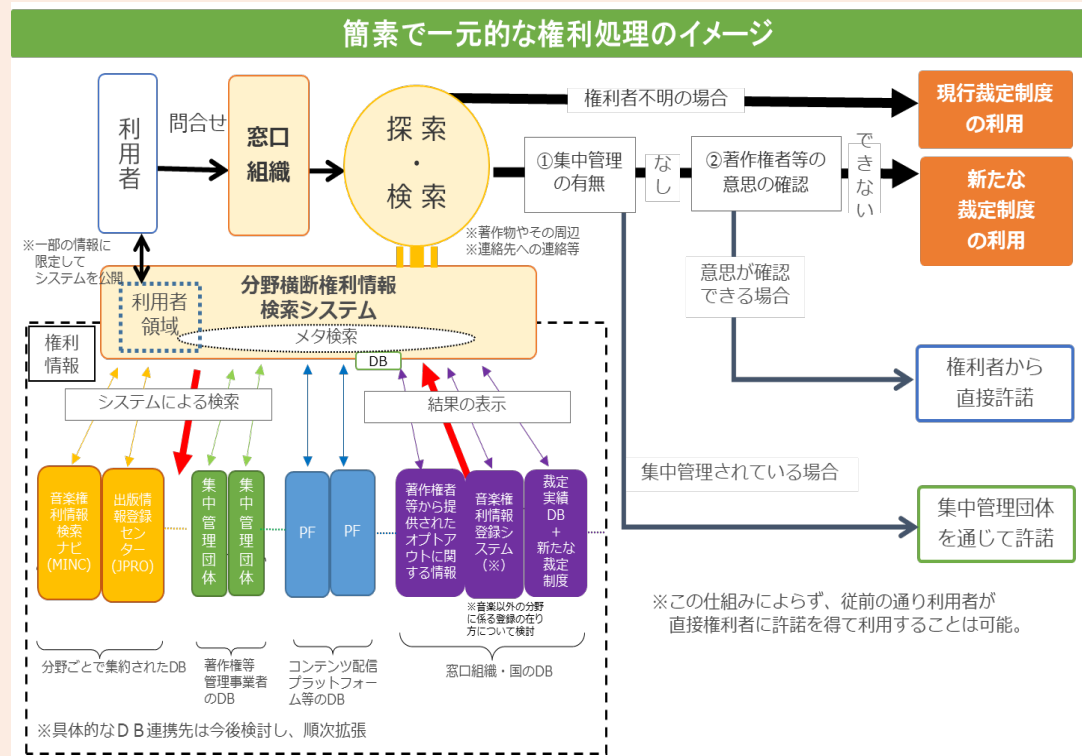
【改革のねらい】

- ✓ **デジタル時代のスピードに対応し、権利処理にかかる
手続コスト・時間コストを大幅に削減**
→ 「創作」と「利用」の循環による価値創造を加速・拡大
→ 権利者への対価還元拡大
- ✓ **分野を横断する一元的な窓口組織を活用した
新しい権利処理の仕組みを創設**
→ 著作権者等が不明の場合や意思表示のない
著作物の利用が可能に
- ✓ **分野横断権利情報検索システムを構築し、
これを活用した権利者等の探索を実施**
- ✓ **可能な限りデジタルで完結する仕組みを目指す**

【新しい仕組みの想定される利用場面例】

- ・ 過去の放送番組や舞台公演等のデジタルアーカイブ・配信に際しての権利処理
- ・ UGC等のデジタルコンテンツの二次利用にかかる権利処理

簡素で一元的な権利処理のイメージ



○ **多様な個人・プレーヤーが社会に蓄積されたコンテンツを最大限に活用し、新たな価値創出を促進していくよう、膨大かつ多種多様な著作物について、簡素で一元的な権利処理が可能となる制度を創設【2023年通常国会で改正著作権法が成立】**

○ **改正法に基づく未管理著作物裁定制度の運用に必要な体制を整備**

- ・簡素で一元的な権利処理のための窓口組織の円滑な整備に向けた取組
- ・分野横断権利情報検索システムの構築推進

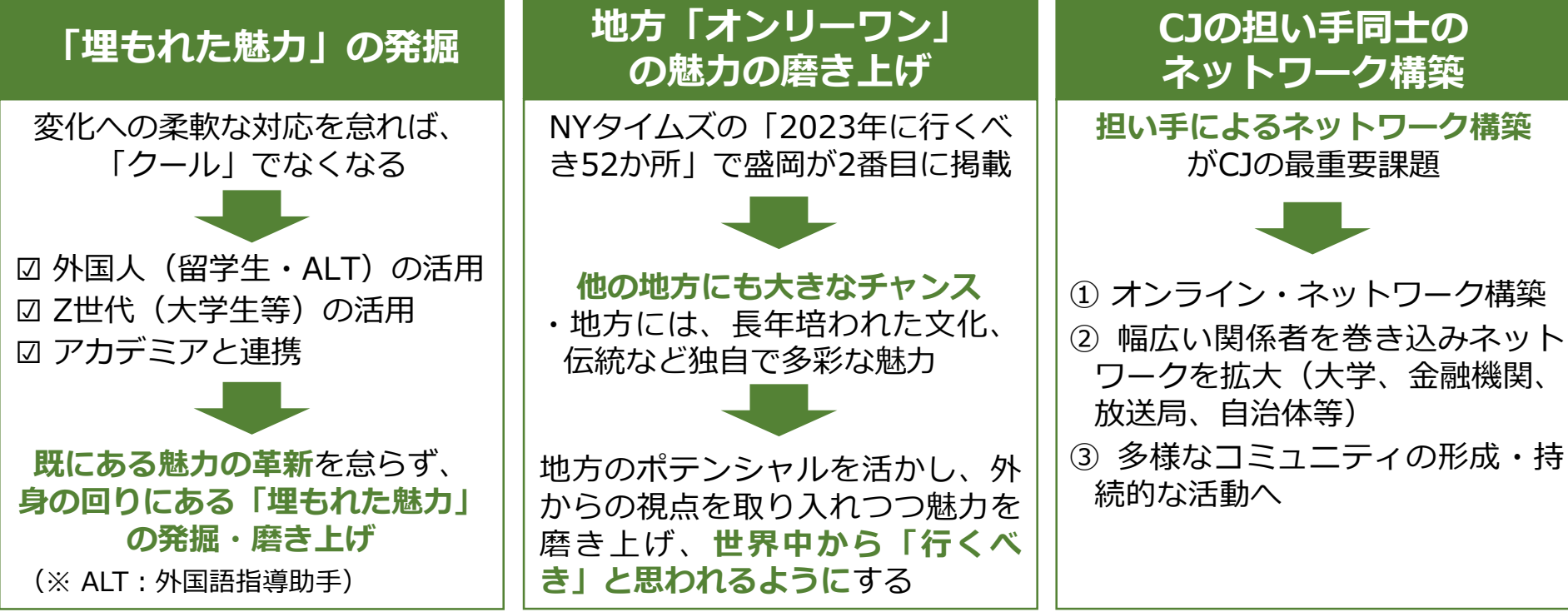
※ コンテンツの創作・利用のサイクルを活性化し、価値増殖を加速させるデジタル時代の新たな社会インフラ整備

⇒ **幅広いステークホルダー(権利者・利用者・通信関係事業者等)の理解と協力を得ながら推進を図ることが必要**

クールジャパン戦略の本格稼働と進化

- 「アフターコロナ」を迎え、インバウンドの回復や農林水産品等の輸出増など
 明るい兆し、日本のコンテンツへの高い関心
- 2025年大阪・関西万博は、クールジャパンを世界に向けて発信する絶好のチャンス
- 訪日外国人は「リアル・オーセンティックな日本」を求めている

日本の魅力を高める3つの方向性



日本の「埋もれた魅力」を発掘し、地方のオンリーワンの魅力を磨き上げるとともに、CJの担い手同士のネットワークを構築し、持続的なCJの取組を確立

⇒ **2025年大阪・関西万博をターゲットに力を結集し、日本の魅力を世界へ発信！** 8

知的財産推進計画2023の全体像

1. スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化

- ・大学における研究成果の社会実装機会の最大化
- ・知財を活用した大企業とスタートアップの連携促進

2. 多様なプレイヤーが対等に参画できるオープンイノベーションに対応した知財の活用

3. 急速に発展する生成AI時代における知財の在り方

- ・生成AIと著作権
- ・AI技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方

4. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

5. 標準の戦略的活用の推進

6. デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備

7. デジタル時代のコンテンツ戦略

- ・コンテンツ産業の構造転換・競争力強化とクリエイター支援
- ・クリエイター主導の促進とクリエイターへの適切な対価還元
- ・コンテンツ創作の好循環を支える著作権制度・政策の改革

8. 中小企業/地方（地域）/農林水産業分野の知財活用強化

9. 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化

10. クールジャパン戦略の本格稼働と進化